

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月13日
【四半期会計期間】	第30期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	グローム・ホールディングス株式会社
【英訳名】	GLOME Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 仁
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03(5545)8101（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画管理室 室長 涌井 弘行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03(5545)8101（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画管理室 室長 涌井 弘行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第1四半期連結 累計期間	第30期 第1四半期連結 累計期間	第29期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	1,620	479	3,968
経常利益又は経常損失 () (百万円)	148	48	46
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額 () (百万円)	141	40	255
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	157	37	75
純資産額 (百万円)	3,551	7,381	7,341
総資産額 (百万円)	10,039	8,299	8,303
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額 (円)	25.41	4.45	38.82
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	4.45	-
自己資本比率 (%)	35.5	89.0	88.5

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 「収益認識に関する会計基準」等の適用により、消費税等の会計処理については税抜方式のみが認められることとなったため、公益財団法人 財務会計基準機構が発行する「四半期報告書の作成要領」において、前年までは記載されていた当該注記が当年より削除されております。「収益認識に関する会計基準」第47項及び第212項をご参照ください。
- 第29期第1四半期連結累計期間及び第29期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクについての発生、又は、前事業年度の有価証券書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

新型コロナウイルス感染症による事業への影響については、引き続き状況を注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナワクチンの接種がようやく本格化しましたが、変異型ウイルスの拡大もあり、依然として不透明感が強い状況です。

当社グループが属する医療業界におきましては、政府による様々な新型コロナウイルス感染症に対する施策が実施されておりますが、依然として医療体制は逼迫しております。

このような経営環境の中、当社グループは、引き続き、アライアンス先医療機関（候補先を含む）へ当社グループの役職員がウイルスを持ち込まないことを最優先とし、アライアンス先医療機関を含む当社グループの全従業員の安全を確保しつつ、アライアンス先医療機関の拡大とアライアンス先医療機関へのサービス提供を推進しました。

その結果、売上高479百万円（前年同四半期比70.4%減収）、営業利益14百万円（前年同四半期比9.1%減益）、経常利益は48百万円（前年同四半期は経常損失148百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は40百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失141百万円）となりました。主な要因は次の通りです。売上高が前年同四半期と比較して大きく減少しておりますが、前年同四半期は不動産販売収入1,215百万円があったためであります。経常損益は前年同四半期は持分法による投資損失192百万円があったためであります。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりとなります。

医療関連事業

当第1四半期連結会計期間には、アライアンス先医療機関の拡大により増加した病床数は637床で当第1四半期連結会計期間末では4,699床となりました。

結果として、売上高368百万円（前年同四半期比41.0%増収）、営業利益55百万円（前年同四半期比211.5%増益）となりました。

不動産関連事業

今後、完全に撤退する方針ですが、当第1四半期連結会計期間には、売却は行っておらず、引き続き以下の不動産の賃貸事業を行っております。

- ・ 埼玉県ふじみ野市所在の商業施設
- ・ 北海道釧路市所在の商業施設
- ・ 北海道留萌市所在の商業施設
- ・ 三重県多気郡所在の商業施設

結果として、売上高111百万円（前年同四半期比91.8%減収）、営業利益45百万円（前年同四半期比59.9%減益）となりました。

当第1四半期連結累計期間の財政状態の状況は、次のとおりであります。

（資産）

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比して0.0%減少し、8,299百万円となりました。主な要因は、営業貸付金670百万円、短期貸付金258百万円等の増加があった一方で、現金及び預金532百万円、1年内回収予定の長期貸付金317百万円等の減少があったことによります。

(負債)

負債は前連結会計年度末に比して4.6%減少し、917百万円となりました。主な要因は、長期預り敷金保証金180百万円の増加、短期借入金200百万円等の減少があったこと等によります。

(純資産)

純資産は前連結会計年度末に比して0.6%増加し、7,381百万円となりました。主な要因は、利益剰余金40百万円の増加があったこと等によります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、連結子会社で不動産SPCの合同会社LCRF12および合同会社LCRF13にて保有していた北海道釧路市所在の商業施設および北海道留萌市所在の商業施設を当社の所有に切り替えました。これに伴い、現金及び預金が183百万円、長期預り敷金保証金が183百万円、それぞれ増加しています。合同会社LCRF12および合同会社LCRF13は清算する予定です。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当第1四半期連結累計期間において、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に重要な変更はありません。

(4) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析、検討内容及び当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析、検討内容及び当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策について重要な変更はありません。

(5) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,070,000
計	17,070,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,051,000	9,051,000	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数100株
計	9,051,000	9,051,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

・決議年月日	2021年6月29日
・付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 子会社グローム・マネジメント株式会社の取締役 3名 当社従業員 11名 子会社グローム・マネジメント株式会社の従業員 38名
・新株予約権の数(個)	2,095
・新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 209,500 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、欄外(注)1の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 また、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で付与株式数を調整するものとする。
・新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,710 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、欄外(注)2の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。 また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)は、欄外(注)3の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。 さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。
・新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2031年6月28日
・新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,710 資本組入額 855

<p>・新株予約権の行使の条件</p>	<p>権利行使時における条件は設定しない。但し、当社又は当社子会社の従業員が割り当てを受けた場合には、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役又は当社若しくは子会社の従業員の地位にあることを要する。</p>
<p>・新株予約権の取得事由及び条件</p>	<p>新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は当該放棄をした日をもって当社は新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
<p>・新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。</p>
<p>・組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>ロ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 ．に準じて決定する。</p> <p>ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 ．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記ハ ．に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>ホ．新株予約権を行使することができる期間 上記 ．に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 ．に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>ヘ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記 ．に準じて決定する。</p> <p>ト．譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。</p> <p>チ．その他新株予約権の行使の条件 上記 ．に準じて決定する。</p> <p>リ．新株予約権の取得に関する事項 上記 ．に準じて決定する。</p> <p>又．その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>

新株予約権の発行時（2021年6月29日）における内容を記載しております。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	9,051,000	-	3,049	-	3,012

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である2021年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 500	-	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,049,900	90,499	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	9,051,000	-	-
総株主の議決権	-	90,499	-

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
グローム・ホールディン グス株式	東京都港区赤坂 一丁目12番32号	500	-	500	0.00
計	-	500	-	500	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、赤坂有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,103	1,571
受取手形及び売掛金	107	111
営業貸付金	413	1,083
商品及び製品	10	9
販売用不動産	1,899	1,880
原材料及び貯蔵品	1	0
短期貸付金	228	486
1年内回収予定の長期貸付金	1,078	761
その他	555	501
貸倒引当金	639	653
流動資産合計	5,757	5,752
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	169	162
土地	10	10
その他(純額)	21	20
有形固定資産合計	201	193
無形固定資産		
その他	11	10
無形固定資産合計	11	10
投資その他の資産		
投資有価証券	670	718
長期貸付金	1,646	1,609
繰延税金資産	45	44
敷金及び保証金	103	103
その他	324	324
貸倒引当金	458	457
投資その他の資産合計	2,332	2,343
固定資産合計	2,545	2,547
資産合計	8,303	8,299

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	250	50
1年内返済予定の長期借入金	329	325
未払法人税等	38	16
賞与引当金	-	8
その他	134	126
流動負債合計	752	527
固定負債		
長期借入金	7	4
資産除去債務	76	77
長期預り敷金保証金	121	302
その他	3	5
固定負債合計	209	390
負債合計	962	917
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,049	3,049
資本剰余金	3,012	3,012
利益剰余金	1,296	1,336
自己株式	0	0
株主資本合計	7,357	7,397
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	11	13
その他の包括利益累計額合計	11	13
新株予約権	8	11
非支配株主持分	13	13
純資産合計	7,341	7,381
負債純資産合計	8,303	8,299

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	1,620	479
売上原価	1,247	174
売上総利益	372	305
販売費及び一般管理費	357	290
営業利益	15	14
営業外収益		
受取利息	64	1
持分法による投資利益	-	50
賞与引当金戻入額	32	-
その他	17	2
営業外収益合計	115	53
営業外費用		
支払利息	45	1
貸倒引当金繰入額	19	1
資金調達費用	6	13
持分法による投資損失	192	-
その他	15	3
営業外費用合計	278	19
経常利益又は経常損失()	148	48
特別利益		
関係会社株式売却益	62	-
その他	9	-
特別利益合計	71	-
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別調査費用	6	-
出資金評価損	26	-
その他	0	-
特別損失合計	33	0
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益又は 純損失()	110	48
匿名組合損益分配額	7	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	117	48
法人税等	24	7
四半期純利益又は四半期純損失()	141	40
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	141	40

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	141	40
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	15	1
持分法適用会社に対する持分相当額	0	3
その他の包括利益合計	15	2
四半期包括利益	157	37
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	157	37
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従って、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過措置に従って、前第1四半期連結累計期間に顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による四半期連結財務諸表への影響はありません。

(税金費用の計算方法の変更)

従来、当社及び連結子会社の税金費用につきましては、連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を用いて計算していましたが、当社及び連結子会社の四半期決算における税金費用をより正確に算定することを目的として、当第1四半期連結会計期間より税金費用の計算を原則的な方法に変更することといたしました。

なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書(2021年6月29日提出)に記載した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りの仮定について、重要な変更はありません。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

次の医療法人について、金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
医療法人樹恵会(借入債務)	621百万円	603百万円
医療法人野垣会(借入債務)	125百万円	121百万円
社会医療法人阪南医療福祉センター(借入債務)	1,687百万円	1,681百万円
医療法人社団恵仁会(借入債務)	72百万円	71百万円
医療法人社団潤清会(借入債務)	30百万円	30百万円
計	2,536百万円	2,507百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る減価償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	42百万円	28百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結損益計算書 計上額(注)2
	医療関連	不動産関連	計			
売上高						
外部顧客への売上高	261	1,358	1,620	1,620	-	1,620
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	4	4	4	4	-
計	261	1,363	1,624	1,624	4	1,620
セグメント利益	17	113	131	131	115	15

(注)1 セグメント利益の調整額 115百万円には、セグメント間取引消去9百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 125百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 前連結会計年度より、「病院関連」と表記しておりました報告セグメントの名称を「医療関連」として変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益計算書 計上額(注) 2
	医療関連	不動産関連	計			
売上高						
業務受託収入	165	4	169	169	-	169
業務受託アップフロント 収入	156	-	156	156	-	156
賃貸収入	-	104	104	104	-	104
その他	46	2	48	48	-	48
顧客との契約から生じる 収益	368	111	479	479	-	479
外部顧客への売上高	368	111	479	479	-	479
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	368	111	479	479	-	479
セグメント利益又は損失 ()	55	45	101	101	86	14

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額 86百万円には、セグメント間取引消去7百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 94百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(全社費用の測定方法の変更)

当第1四半期連結累計期間より、各セグメントの業績をより適切に評価するため、当社の本社経費について各セグメントに属さない経費が増してきたことから全社費用として区分しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分により作成しております。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、報告セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

当該変更が報告セグメントの売上高及び利益又は損失に与える影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	25円41銭	4円45銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(百万円)	141	40
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(百万円)	141	40
普通株式の期中平均株式数(株)	5,559,922	9,050,444
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	4円45銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	6
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月13日

グローム・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 川 和 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 崎 知 岳

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているグローム・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。